

辰野町無煙炭化器貸出要領

令和6年6月20日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、町内の農業者等に無煙炭化器（専用の棒を含む。以下同じ。）を実際に体験できる機会を設け、無煙炭化器の普及を図り、有機農産物の生産に資することを目的に、農業者等に対し町が所有する無煙炭化器を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 無煙炭化器の貸出しの対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する農業者
- (2) 町内に本店を有する農業法人
- (3) その他、町長が認めた者

(貸出の申し込み)

第3条 無煙炭化器を借り受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、無煙炭化器貸出申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(貸出期間等)

第4条 無煙炭化器の貸出期間は、7日を超えてはならない。ただし、農業者等を参集し、無煙炭化器の実演会等に使用する場合は、この限りではない。

- 2 無煙炭化器の貸出し及び返却の場所は、町が指定する場所とし、貸出時間及び返却時間は、原則として、辰野町の休日に関する条例（平成元年9月22日条例第23号）に規定する町の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(貸出料)

第5条 無煙炭化器の貸出料は、無料とする。ただし、無煙炭化器の運搬及び稼働に要する一切の経費は、申込者が負担する。

(管理及び使用)

第6条 申込者は、善良な管理者の注意をもって無煙炭化器を管理しなければならない。かつ、周囲への影響に配慮し、目的以外では使用してはならない。

(転貸)

第7条 申込者は、無煙炭化器を第三者に転貸してはならない。

(無煙炭化器の損害賠償等)

第8条 申込者は、故意又は過失により無煙炭化器の破損、紛失等（以下「破損等」という。）したときは、町長の認定する損害額を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

- 2 申込者は、無煙炭化器を破損等した場合は、その内容等を速やかに事故報告書（様式第2号）により町長に報告しなければならない。

(使用報告)

第9条 借受者は、無煙炭化器を返却するときは、無煙炭化器使用報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月20日から施行する。